
■ 種 別 : 個人
■ 法人名 :
■ 部 署 :
■ 役 職 : 公認会計士
■ 氏 名 : 中野伸也

■コメント:

1. 適時に一時差異等のスケジューリングを行なうことが実務上困難な場合に限り、単純平均税率、あるいは主な一時差異の解消見込年度に対応する法定実効税率を適用することを例外的に容認するとされています。原則はQ 1にある全ての一時差異についてスケジューリングし、解消年度ごとに適用税率を変えるということになっています。

上記について賛成しかねます。

2. 対案として、

「一時差異等のスケジューリングを行なうことが実務上困難な場合に限り」という限定を外して、「単純平均税率、各事業年度の一時差異解消額による加重平均税率などの合理的な単一の税率で計算することも、著しい差異がないならばこれを認める。この場合、その旨と算定方法を注記する。」

ということを提案します。

3. 提案理由は

①従来スケジューリングを行なわなかった例示区分①に該当する法人も、スケジューリングを行なわなければならない、従来の処理方法を大きく変えることになる。

②ある程度のスケジューリングを行なった上で税率を乗じて一時差異に対する繰延税金資産を計算しこれを一時差異の総額で除した率（加重平均実効税率）を使えば、原則法と大差のない数値となるので、この方法について上記のように記載するか、原則法の一方法として認める旨を明記する。

③この公開草案は四半期財務書評についてのものであることは承知していますが、3月本決算においては、上記の加重平均実効税率を認めたほうが「法定実効税率と実際の税負担率の差異の注記」「税率変更による繰延税金資産負債の修正額の注記」が簡単になると思われます。特に「法定実効税率と実際の税負担率の差異の注記」における法定実効税率をどのように記載するかは、別途指針を出していただかなければならないのではないかと考えます。

④連結納税を採用していると単体納税を採用している場合に比べ、使用する税率が多くなるため、実際の計算が今以上に複雑になり難しい。

⑤今回の改正による影響は3年間の時限的なものであり、このために上記?のように税効果会計の計算実務を大幅に変更することは、企業に過度の負担を強いることになると考えられます。

以上